

○与謝野町議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程

令和5年9月26日

議会告示第2号

(趣旨)

第1条 この告示は、与謝野町議会議員の請負の状況の公表に関する条例（令和5年与謝野町条例第25号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(報告)

第2条 条例第2条第1項の規定による報告は、請負状況等報告書（様式第1号）又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）であって別に議長が定めるものにより行わなければならない。

2 条例第2条第2項の規定による訂正は、訂正届（様式第2号）又は電磁的方法であって別に議長が定めるものにより行わなければならない。

(報告の一覧の訂正)

第3条 議長は、条例第3条の規定による一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、削った部分を読むことのできるように字体を残さなければならない。

(報告等の閲覧)

第4条 条例第4条第2項の規定による閲覧（以下この条及び第6条において「閲覧」という。）は、条例第4条第1項の報告をすべき期限の翌日から起算して14日を経過する日の翌日から、議長が指定する場所において、議長が指定する時間中にすることができる。

2 議長は、前項の場所及び時間を公表しなければならない。

3 閲覧に係る報告及び訂正は、第1項の場所以外に持ち出すことができない。

4 閲覧に係る報告及び訂正は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行

為をしてはならない。

- 5 議長は、第1項及び前2項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(報告等の写しの交付等)

第5条 条例第4条第2項の規定による写しの交付の請求は、複写申込書(様式第3号)又は電磁的方法であつて別に議長が定めるものにより行わなければならない。この場合において、写しの作成に要する費用は、当該請求をした者の負担とする。

(期限等の特例)

第6条 条例第2条第1項の規定による報告をすべき期限が、与謝野町の休日を定める条例(平成18年与謝野町条例第2号)第2条に規定する休日(次項において「休日」という。)に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

- 2 第4条第1項の規定により閲覧をすることができる最初の日(以下この項において「閲覧開始日」という。)が、休日に当たるときは、その日の翌日をもって閲覧開始日とみなす。

附 則

この告示は、令和5年9月26日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

年 月 日

与謝野町議会議長 様

与謝野町議会議員 _____

請負状況等報告書

契約締結日	対象とする役務、物件等	契約金額（円） （単価契約である 場合はその旨）	昨年度（会計年 度）に支払を受け た額（円）

支払を受けた総額	円
----------	---

（注） 契約金額及び支払を受けた額は消費税及び地方消費税込みの額を記入

様式第 2 号（第 2 条関係）

年 月 日

与謝野町議会議長 様

与謝野町議会議員 _____

訂正届

与謝野町議会議員の請負の状況の公表に関する条例第 2 条第 2 項の規定により、次のとおり訂正届を提出します。

1 訂正箇所

2 訂正の理由

様式第 3 号（第 5 条関係）

年 月 日

与謝野町議会議長 様

氏名 _____

住所又は居所

〒

Tel _____（ ） _____

複写申込書

与謝野町議会議員の請負の状況の公表に関する条例第 4 条第 2 項の規定により、次のとおり写しの交付を請求します。

写しの交付を求める報告又は訂正	写しの交付を求める範囲